平成21年11月26日宣告 裁判所書記官 ○ ○ ○ ● 平成21年(わ)第265号 殺人未遂,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件 判 決

被告人

氏 名 中原敦志

生年月日 昭和55年7月4日生

本 籍 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番

住 居 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号コープ〇〇205号室

職業無職

主

被告人を懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

押収してある果物ナイフ1本(平成21年押第957号の1)を没収する。

理由

(犯罪事実)

被告人は,

- 第1 平成21年8月31日午後9時30分ころ,東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番 〇号コープ〇〇前路上において,殺意をもって,果物ナイフで朝倉慎二の右 背部を1回突き刺したが,全治1か月間を要する外傷性右肺損傷の傷害を負 わせるにとどまった。
- 第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、上記日時・場所において、 上記果物ナイフ1本(刃体の長さ10.0センチメートル)を携帯した。 (証拠の標目)

判示全事実について

- 1 被告人の公判供述
- 2 証人朝倉慎二の公判供述

- 3 証人川辺真由美の公判供述
- 4 証人谷岸節子の公判供述
- 5 犯行現場の見取り図○枚及び写真○枚
- 6 果物ナイフ

判示第1の事実について

- 1 証人○○○○ (医師)の公判供述
- 2 被害者の受傷状況に関する写真○枚

(補足説明)

1 争点

被告人が持っていた果物ナイフが、被害者の右背部に刺さり、被害者が全治 1か月を要する傷害を負ったことに争いはなく、証拠上も明白である。問題は、 それがどういう状況で被害者の背部に突き刺さったかということである。

(検察官の主張)

被告人は、同棲していた婚約者川辺真由美が被害者と関係があったことなど を聞かされたことなどから、被害者を殺そうと考えてナイフを持ち出し、逃げ る被害者を追いかけて突き刺したものであり、強い殺意に基づく犯行である。

(弁護人の主張)

被告人は、川辺と被害者が相次いで屋外に飛び出したため、とっさにナイフをつかんで後を追ったが、被害者を殺すつもりはなく、被害者が突然立ち止まったため、いわばはずみで背部にナイフが突き刺さったものであって、そもそも被害者を刺すつもりもなかった。

2 裁判所の判断

- (1) そこで、本件の犯行に至るまでの、被告人と川辺及び被害者との関係、犯行当時の状況について、証拠に従って検討する。
 - ア 被告人は川辺真由美と婚約し、平成21年初めころから被告人の住むア パートに同棲していた。
 - イ 被害者は被告人の中学・高校の同級生であるが、平成21年4月、たま

たま被告人と一緒にいる川辺を見て好意を持ち、何度か自分と付き合って くれるように迫り、6月、川辺と性的関係を持ち、以後被告人と別れて自 分と結婚してくれと迫るようになった。

- ウ 事件当日の夜も、被害者は被告人方を訪ね、被告人と別れるように話していたところ、たまたま用務を早く終えて帰宅した被告人と顔を合わせることとなった。被害者は、むしろこの機会に、被告人に川辺を諦めさせようと思って、川辺と関係したことを伝えた。
- エ 被告人は、これを聞いてがく然とし、川辺に問いただすと、川辺は何も 言わずに被告人方から飛び出した。
- オ 被害者も、被告人に対し、「悔しかったら力ずくで取り返してみろ、お前 みたいな意気地なしに出来るわけないけどな。」と言い、川辺の後を追って 出て行った。
- カ 被告人は、その直後、食卓上にあった果物ナイフを左手に持って、自宅を出た。
- キ 被告人は、その直後、被告人方アパート前路上で被害者に追いつき、右 手で被害者の左肩をつかんだ。被害者は、これを振り払おうとして、被告 人が左手に持っていたナイフで右肘にかすり傷を負ったが、そのまま、振 り向きざまに被告人の顔面を殴りつけ、被告人は、その場に転倒した。
- ク 被害者は、被告人がナイフを持っていることに気付き、川辺の立っている方向に走って逃げ出した。
- ケ 被告人は、すぐに起き上がり、右手にナイフを持って被害者の後を追い、 約2メートル離れた地点で、被害者の背部にナイフが突き刺さり、判示の とおりの傷害を負わせた。
- (2) 以上の事実については、被告人も、ほぼこれを認めている。

しかし、弁護人は、被告人が被害者に殴られて起き上がった後、走って逃 げ出した被害者を追いかけようとして被告人が「朝倉、待て。」と叫ぶと、被 害者が急に立ち止まったため、右手に持っていたナイフが刺さってしまった と主張し、被告人も同様の弁解をしている。しかし、次の理由から、この弁 解は信用できない。

- ア 被害者は、被告人が述べるような経緯を明確に否定している。被害者は、 被告人に一度肩をつかまれ、これを振り払った上、被告人を殴り倒してい るが、その際に被告人がナイフを持っていることにも気付いているのであ るから、被告人から「待て。」と言われて急に立ち止まるというのは考えら れない。この点に関する被害者の証言を疑う理由は見当たらない。
- イ 被告人と同じマンションの2階から犯行前後の状況を目撃していた谷岸 証人は、木が邪魔になってナイフが刺さるところは見ていないが、「朝倉、 待て。」という被告人の言葉を聞いたことはないと明言している。谷岸証人 の証言は十分信用できる。
- ウ 川辺証人は、被告人が「朝倉、待て。」と叫んだのを聞いたような気がすると述べる一方、被告人が叫んだかどうかはっきりしないとも証言しており、あいまいである。川辺は今回の事件の原因は自分にあると述べるなど、被告人に申し訳ないという強い罪悪感を持っていると思われること、これからも被告人との生活を続けていきたいと述べていることなどから、被告人に不利益な事実を認めることに抵抗感があり、そのためこのようなあいまいな証言になっているものと思われる。
- (3) 医師○○は、本件の傷の付き方からだけでは、意識的にナイフが刺さったかどうかは不明であると証言している。しかし、以上の検討の結果によれば、ナイフがたまたま被害者の背中に突き刺さったとの弁護人の主張は採用できず、被告人が被害者の背中を突き刺した結果本件の傷害が生じたものと認められる。

(4) 殺意の有無

検察官は、上記の経緯から、被告人は、被害者を殺す意思でナイフを持ち 出したもので、強い殺意があったと主張する。しかし、被告人は当初被害者 に追いついた時点では、右手で被害者の肩をつかんでひき止めようとし、利 き手ではない左手にナイフを持っており、被害者からその場に殴り倒されているほどであり、この時点で被害者を殺すほどの強い攻撃の意思があったと は認められない。

被告人は、被害者に殴られ転倒させられた後、ナイフを右手に持ち、走って逃げる被害者の後ろから、いきなりその背中を一突きしている。このナイフは刃体の長さ10.0センチメートルの果物ナイフで、傷は背中のほぼ中央部であり、深さは約6センチメートルに及んでいる。被害者はこの一突きでその場に倒れ、ほとんど抵抗できない状況となっている。この被告人の行為は、それまでとは全く異なる攻撃的なものであり、前記のいきさつから、自棄的になっていた被告人が、さらに川辺の前で被害者に殴り倒されたことによって、一気に怒りを爆発させたものと考えられる。この行為については、被害者が死亡するおそれが高い極めて危険な行為であり、このような行為を行った被告人には殺意があったと認められる。

なお、被告人は、被害者の受傷後すぐにその傍らに寄り、被害者を気遣い、 救急車が来るのを待っているが、刺した後に後悔し、救助を行うことは不自 然なことではなく、この事実があるからといって、被告人に殺意がなかった と疑わせるものではない。

(法令の適用)

罰 条

判示第1の所為 刑法203条,199条

判示第2の所為 銃砲刀剣類所持等取締法32条4号,22条

刑種の選択

判示第1の罪 有期懲役刑

判示第2の罪 懲役刑

未 遂 減 軽 判示第1の罪につき刑法43条本文,68条3号

併 合 罪 の 加 重 刑法 4 5 条前段, 4 7 条本文, 1 0 条, 4 7 条ただし

書(重い判示第1の罪の刑に法定の加重)

執 行 猶 予 刑法25条1項

を組成した物で、被告人以外の者に属しないもの)

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

被告人は、被害者の背中を果物ナイフで一突きし、全治1か月という傷害を負わせたもので、一時は生命の危険もあったことを考えると責任は重く、被告人を 実刑にすることも考えられる。

しかし、本件は、被害者が被告人と同棲している婚約者と性的関係を持った上、被告人との婚約を解消するように執拗に求め、たまたま帰宅した被告人に事情を知られると、いわば開き直って挑発的な言葉を述べ、暴力を加えたことが原因となっており、この経緯については被害者の態度に大きな問題がある。

被告人は、部屋からナイフを持ち出したことについて、必ずしも合理的な説明をしていないが、その後のいきさつをみても、当初から被害者を刺すつもりがあったとはいえず、殺意は被害者に殴り倒されてとっさに生まれたものであり、刺した後も、救護活動に協力するなど、強い殺意があったとは言えない。

被告人は、同棲している川辺との結婚を大きな励みとして、これまで会社員として真面目に働いてきたもので、事件直前の経緯で大きな精神的打撃を受け、犯行を行ったことがうかがわれるが、その後はこうした行為に及んだことを反省し、被害者に示談を申し出、被害者も、川辺との関係を諦めてはいないが、被告人に対しては、その謝罪を受け入れている。また、川辺は、自分の行為から被告人がこうした犯行を犯したことを反省し、被告人との生活をやり直したいと希望している。

これらの事情を考慮すると、被告人の更生が十分期待できると思われるので、 刑の執行を猶予するのが相当である。

(求刑 懲役5年,果物ナイフ1本の没収)

裁判員6名とともに審理し(検察官細川浩義及び弁護人片岡尚子各出席),評議

を尽くした結論は上記のとおりである。 前記判決宣告日同日 東京地方裁判所刑事第1部

裁判官

藤原 明 裁判長裁判官 英 山本 志 (FI) 正 裁判官 田村あかり **(F)**